

日 時：令和7年9月24日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員、
穴戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、大島委員が御欠席です。

初めに、9月19日に第1回個人情報保護政策に関する懇談会が開催されましたので、懇談会会長の穴戸委員に、その内容について、御報告いただきたいと思います。穴戸委員、よろしくお願いいたします。

○穴戸委員 それでは、冒頭、私からお時間をいただきまして、御説明をさせていただきます。

ただいまお話のありました個人情報保護政策に関する懇談会につきましては、3月26日の本委員会において、設置をお決めいただいたところでございますが、9月19日に、手塚委員長に御臨席いただき、また、冒頭の御挨拶もいただいた上で、第1回の懇談会を開催させていただきました。

今年度の懇談会につきましては、4月28日に開催いたしました準備会合での会員の御発言などを踏まえまして、個人情報保護政策の検討の前提となります「個人・消費者と事業者等との信頼」に着目し、大枠のテーマを「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組」とさせていただきました。

本年度第1回目となります第1回の懇談会におきましては、「事業者等の自主的取組とそれへのインセンティブ」を議題といたしまして、東京大学大学院情報学環教授の越塚登会員より、「データ利活用と個人情報保護」について、プレゼンテーションいただきました。その後、経済界の関聡司会員、別所直哉会員、村上明子会員、それから、地方公共団体ということで千葉市長の神谷俊一会員より、それぞれデータ利活用と個人情報保護の自主的取組の紹介などをいただきまして、その後、意見交換を行いました。

意見交換におきましては、会員の皆様から様々な貴重な御指摘、御意見をいただきました。その場で、私のほうで会長として総括したのが5点ほどございますので、それをこちらで御紹介させていただきたいと思います。

まず第1に、越塚会員のプレゼンテーションにおきましては、個人情報の利活用が求められる意義につきまして、社会的課題の解決という社会全体の利益に加えまして、情報を提供する個人の利益につながるという点が指摘され、これは会合の場で多くの会員から共感を得られたところございました。また、データを利活用する事業者等のガバナンス強化と組織トップの取組の重要性についても、御指摘をいただきました。

第2に、LLM、それからエージェントAI等の発展を見据えますと、今後の個人情報の利活用は、ゼロリスクでは議論できない、そうした中で、イノベーションと個人の権利利益保護の両立を図っていかなければならないという点も、共有されました。また、複数の企業間、あるいは行政と企業の間でのデータ利活用による価値創造も期待されますが、こうしたいわゆる多機関連携、官民連携のようなケース、あるいは地方公共団体等が委託事業者を活用するといった場面も含めまして、事業者等が信頼される主体になっていく必要があると考えられるところでした。

第3に、事業者等の自主的取組を促進していくためには、取組によるメリットを明確にする制度面の工夫や文化面での気運の醸成が重要である。また、疑似データ、合成データ等の個人識別性を下げるテクノロジーをPETsと呼んでおりますけれども、こういったものの活用のメリットも、社会に向けて分かりやすく説明し、理解を得ていくということが重要であろうと思います。

第4に、個人情報の漏えいがあった際に、その漏えいを報告するという法的な義務の実行ばかりに力点がやや置かれてきたところがございますが、むしろ、事後に事業者等がしっかりと個人情報の本人等に説明し、対応するということが、まさに信頼回復につながるものであり、そのためのルール作りや運用の合理化への期待に関する御意見、御発言がございました。

第5に、事業者等と個人・消費者との信頼の醸成には、双方が歩み寄って、意味のあるコミュニケーション、意思疎通ができるということが重要であるということを、改めて認識いたしました。そうした事業者等と個人・消費者との間の対話の在り方について、懇談会の場で更に様々な知恵を出していただき、信頼を醸成していくことにつなげていきたいと考えたところでございます。

以上、簡単に私の視点から御説明を差し上げましたが、第1回の懇談会の議論の概要につきましては、適時に世の中に対して御紹介するという観点から、議事録の完成、公表に先立ちまして、速やかに概要を取りまとめて、公表させていただきたいと考えております。

次回第2回の懇談会は、令和8年2月に開催することとしたいと考えております。第1回の懇談会での意見交換等を踏まえまして、「デジタル化に対応した事業者等のガバナンスのあり方」を議題といたしまして、小林慎太郎会員及び高橋克巳会員にプレゼンテーションをいただき、会員の間で意見交換するということを考えております。

今後とも、懇談会の開催状況等については、委員会の場で御報告をさせていただきたいと考えております。当日の懇談会におきましては、先ほど申し上げましたが、手塚委員長に直接出ていただいたほか、委員、専門委員の方々も聞いていただいたりしたということで、御礼申し上げたいと思いますし、また、この懇談会の開催・運営に当たりまして、事務局に大変な御苦勞をおかけしているということも、併せてこの場で申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○戸梶総務課長 ありがとうございました。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第334回個人情報保護委員会を開催いたします。
本日の議題は三つでございます。

議題1「監視・監督について」、事務局から説明をお願いします。

(内容について非公表)

○手塚委員長 議題2「令和7年度第1四半期における監視・監督の状況について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 御説明いたします。本件は、個人情報保護委員会における監視・監督権限の行使状況及び漏えい等報告の処理状況について、令和7年度第1四半期の状況を对外公表するものであります。これらの文書は、当委員会の監視・監督活動について、国民の皆様により詳しく知っていただくとともに、事業者及び行政機関等における適正な個人情報、特定個人情報の取扱いの参考としていただくため、昨年度から公表しているものであり、今年度は最初の公表になります。

まず、資料2-1を御覧ください。「令和7年度第1四半期における監視・監督権限の行使状況の概要」でございます。

1 ページ目、Iの「公表事案」でございますが、令和7年度第1四半期においては、大手損害保険会社4社に対する指導等の事案及び名簿屋の有限会社ビジネスプランニングに対して緊急命令等を行った事案がございました。

2 ページ目以降のIIでは、公表事案以外の監視・監督権限の行使の状況について、記載しております。2 ページ目ですが、個人情報保護法に基づく指導・助言が計166件あり、そのうち民間事業者は127件を占めております。不正アクセスを原因とする漏えい等事案を中心に、安全管理措置の不備等について指導を行っており、不正アクセスによる漏えい等の原因として、VPN機器の脆弱性やECサイトを構築するためのアプリケーション等の脆弱性が公開され、対応方法がリリースされていたにもかかわらず、事業者が放置していたことや、ID・パスワードが容易に推測されやすいものとされていたことなどが見受けられました。

不正アクセス以外の漏えい等事案では、個人データが保存されたPCやUSBメモリが入ったかばんの盗難や、このほか不適正な個人情報の利用、本人の同意を得ていない個人データの第三者提供といった事案についても指導を行っております。

3 ページ目以降は、指導を行った具体的な事案を記載しており、3 ページから14ページにかけて、「不正アクセスを原因とする漏えい等事案」の概要を、15ページから17ページにかけて、「その他の事案」の概要を記載しております。

そして、18ページと19ページには、これらの指導等の内容別・業種別・人数別の件数を記載しております。

また、20ページになりますが、行政機関等への指導・助言の件数は39件であり、誤廃棄・紛失といったヒューマンエラーを原因とする漏えい等事案に対して、安全管理措置の不備等について指導を行いました。

20ページから22ページにかけて、事案の概要を記載しており、23ページに内容別・対象別・人数別の件数を記載しております。

24ページ目ですが、個人情報保護法に基づく報告徴収、立入検査等は、計7件でございました。

25ページ目からは、マイナンバー法に基づく権限行使の状況について、記載しております。指導・助言の件数は12件となり、28ページ目になりますが、報告徴収、立入検査等は0件でございました。

つづいて、29ページ目以降のⅢでは、過去に公表した事案について、当委員会の指導・助言等の後の改善策の実施状況の概要について、記載しております。この項目は、今回の四半期報告から新規に記載するものになります。

今回の四半期報告において、掲載するものは、4件ございます。

1件目は、令和6年3月28日に、LINEヤフー株式会社に対して、勧告等を行った事案になります。事案の概要としては、LINEヤフー社の委託先企業のPCが、マルウェアに感染したことを契機に、LINEに関する個人データが漏えいした事案です。これに対して当委員会が勧告を行い、3か月ごと5回にわたって改善状況を報告するように求めていました。本件に関しては、5回のフォローアップ状況について、その都度ホームページに公表しております。LINEヤフー社からの最後の報告が、令和7年3月にありましたが、これに対する委員会の対応として、LINEヤフー社本体自体はおおむね対応が完了し、子会社に関しても計画どおり進んでいることなどが認められました。当委員会としては、引き続き、計画どおり改善策が進むことなどについて注視してまいります。

2件目は、令和6年6月27日に、東京電力グループ3社に対して、指導等を行った事案になります。事案の概要としては、東京電力グループの東京電力パワーグリッド社のシステムにおいて、親会社の東京電力ホールディングスと東京電力ホールディングスの子会社の東京電力リニューアブルパワー社において、アクセス権限が設定されていたため、東京電力パワーグリッド社の顧客データが、閲覧できる状態となっていた事案です。これに対して当委員会は指導を行い、再発防止策や全社的総点検の結果について報告を求めました。これらの報告内容について確認したところ、再発防止策については、一定の取組が認められました。また、全社的総点検の結果についても、総点検の成果が認められているところです。当委員会としては、今後もグループ3社を引き続き注視してまいります。

3件目ですが、令和6年7月17日に、富士通Japan株式会社に対して、指導等を行った事案になります。事案の概要としては、高松市のコンビニ交付サービスにおいて、証明書が誤交付されていた事案に関して、富士通Japanに対して指導を行い、改善策の実施状況について報告するよう求めていたものです。富士通Japanからの報告内容を確認したとこ

ろ、安全管理措置の不備に対する改善策が実施され、富士通Japanが策定した再発防止策に沿った改善の取組などが認められました。当委員会としては、引き続き、動向を注視してまいります。

なお、富士通Japanの改善後、証明書の誤交付事案は生じていません。

最後の4件目になりますが、先ほどⅠのところの説明した、大手損害保険会社4社に対して指導等を行った事案になります。当委員会は、大手損害保険会社4社に対して指導を行い、再発防止策の実施状況について報告等を求めました。報告等を確認したところ、委員会の指導を踏まえた一定の取組が認められました。当委員会としては、引き続き、動向を注視してまいります。

つづいて、資料2-2を御覧ください。「令和7年度第1四半期における漏えい等報告の処理状況」でございます。

1 ページ目ですが、漏えい等報告の処理件数は、個人情報5,650件、特定個人情報が104件となっています。

2 ページ目になりますが、個人情報5,650件に関しましては、引き続き、要配慮個人情報を含む個人データの漏えい等が多く生じているほか、フィッシング詐欺によるものやクレジットカードの誤送付など、財産的被害が生ずるおそれのあるものも多く見受けられています。

3 ページ目、特定個人情報104件に関しましても、紛失、誤送付等のヒューマンエラーによるものや不正アクセスによるものも多く見受けられております。

4 ページ目以降には、個人情報、特定個人情報の処理件数の内訳、詳細を記述しております。本件につきましては、本日の委員会で決定いただければ、委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

清水委員。

○清水委員 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました公表資料案につきましては、修正意見はございません。その上で2点、意見を申し上げたいと思います。

まず、資料2-1の29ページから31ページに示すように、今年度から、個別名称を含めた事案の詳細を公表した権限行使案件の改善状況を、四半期報告に含めて公表することとしたということでございます。世間一般に関心が高いと思われる案件について、現時点の進捗状況を四半期報告に一本化し、情報提供している点は評価できると思います。

2点目ですが、3ページ以下で、各権限行使案件が、列挙されております。見ますと、類似の記述が続いていますので、若干読みにくさを感じるころがございます。例えば、各案件のキーワードに下線を付すなどして、利用者にとって関心の高い項目を目立たせる

などすれば、より読みやすくなるのではないかと考えます。是非利用者からのフィードバックも踏まえて記述方法等について検討していただきたいと思います。

以上です。

○手塚委員長 ありがとうございます。

○片岡参事官 公表方法の一部見直しについて、評価をいただきましてありがとうございます。

多数ここに列挙している権限行使案件が若干読みにくいという御指摘については、清水委員から御示唆いただきました方法などを検討して、改善するようにしていきたいと考えております。

○手塚委員長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、特に修正という点での御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

では、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は御退室願います。

(監督関係者以外退室)

○手塚委員長 それでは、議題3「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について非公表)

○手塚委員長 本日の議題は以上でございます。

個人情報保護政策に関する懇談会の会長の宍戸様におかれては、第1回懇談会の開催、本当に御多忙のところ、ありがとうございました。改めまして御礼を申し上げます。

それでは、本日の議題は以上でございます。

本日の会議は閉会といたします。